

平成 29 年度みんぱく若手研究者奨励セミナー発表要旨

コスタリカにおける「先住民」概念の享受と活用

額田有美

大阪大学大学院人間科学研究科

本発表では、国際機関を中心に形成された「先住民」概念が、ラテンアメリカ地域では例外的な「白人国」として知られてきたコスタリカに暮らす人びとのなかにもどのように取り込まれ意味づけられているかを、法的領域で生じた二つの動きに注目して考察する。

北アメリカ大陸と南アメリカ大陸をつなぐ中米地峡地帯に位置するコスタリカは、近隣諸国と比較した際、多くの面において例外的であると形容される国である。中米諸国やラテンアメリカ諸国の多くは国内総人口を占める先住民(インディヘナ)人口が大きいことで知られているのに対し、この国はスペイン系人口が圧倒的多数を占める国として紹介されることが多い。また、ラテンアメリカ地域では先進的な「人権擁護国家」として国際的な知名度を高めてきた国でもある。このように一方では国内の文化的多様性を隠蔽し白色性を共有しない人びとを不可視化しつつ、他方では人権先進国として国際社会の注目を集めてきたコスタリカの矛盾が指摘され、ようやく状況が変化し始めたのが、国際労働機関や国際連合などを中心として形成された「先住民」という概念が世界各国で広く使用されるようになった 1990 年代以降のことである。

1990 年代以降のラテンアメリカ地域では、「先住民」の権利保障の取り組みとして、法的領域において大きく分けて二つの方向性での動きが生じた。一つは国家の司法機関つまり既存の法廷や裁判所のあり方を内部から改革し変化させようとする動きであり、もう一つは既存のものとは異なる法廷や裁判所を回復ないし新たに創造しようとする動きである。コスタリカにおいても前者の具体例として文化に証拠能力を認め、人類学者をはじめとする先住民文化の専門家が鑑定人となって見解を提示する「文化鑑定(peritaje cultural)」と呼ばれる司法鑑定が実施されるようになった。また後者の例としては、コスタリカ南部地域の先住民居住区において「慣習法裁判所(Tribunal de Derecho Consuetudinario)」という名称の、居住区住民たちによる紛争処理を目的とした住民グループが誕生した。

ここ数十年間で生じた一見すると方向性の異なるこれらの動きは、これまではそれぞれ独立した問題系として論じられてきた。例えば、文化鑑定やこれに伴う問題は応用実践人類学の問題として欧米諸国を中心として展開されている文化的抗弁に関する研究と接合される一方で、慣習法裁判所に関する実践は法人類学や政治人類学の問題としてリーガルpluralismや先住民自治に関する研究と関連づけられてきた。

本発表では、これらの動きをいずれも「先住民」概念のグローバリゼーションという視点から捉え直し、「先住民」という概念やこれに関連する諸権利がコスタリカという社会文化的文脈に埋め込まれていく様子を報告する。慣習法裁判所の運営に携わる先住民居住区の住民や、文化鑑定の実施に関わる現地の人類学者あるいは法律家など、それぞれのやり方でこの概念を享受し活用しつつコスタリカらしい正義のあり方を模索しようとする人びとの姿を考察する。